

学校いじめ防止基本方針

薩摩川内市立入来小学校

豊かな心と確かな学力を持ち、たくましく実践力のある入来の子どもを育成する

【家庭・地域との連携】
 ○学級PTA
 ○家庭教育学級
 ○清色・八重・大馬越・朝陽
 コミュニティ
 ○各自治会活動
 ○入来地域PTA連絡協議会
 ○学童保育との連携

【いじめ対策委員会】(心の教育委員会)
 「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりえるものである。」という認識のもと、児童が「いきいきと学校で活動できる」場所になるために「いじめ防止基本方針」を策定した。
 ①自分のよさに気づき、伸ばす児童の育成に努める。
 ②自分を大切にするとともに、他を大切にす気持ちの育成に努める。
 ③アンケートや教育相談を実施し、一人ひとりの状況把握に努める。
 ④「心の教育委員会」を毎月開催し、全校体制でいじめ防止に努める。

【関係機関との連携】
 ○小中一貫生徒指導
 ○校外生徒指導連絡協議会
 ○子ども会育成会
 ○入来駐在所
 ○子ども110番の家
 ○民生委員との連絡会
 ○保・幼・小連絡会

【組織について】
 「心の教育委員会」
 ○役割

・基本方針に基づく取組みの推進や年間計画の作成

・いじめ相談・通報の窓口

・「いじめアンケート」に基づく実態把握と共有

・いじめ問題が発生したときに、臨時会議を行い対応策を協議

組織
 ・校長、教頭、生徒指導主任、他全職員

【いじめの防止に対する取組】
 いじめを生まない教育活動の推進
 ○人権同和教育・道徳教育を基盤にした学校づくり・学級づくりの徹底
 ・学習規律の徹底を図る。(発表話型、ノートの取り方、さんつけの呼び方等)
 ・道徳の時間の充実を図り、いじめのない素地づくりを図る。
 ・人権週間の充実を図り、互いに認め支えあう集団づくりを図る(行動宣言)

【いじめの早期発見に対する取組】
 (1) 毎月「いじめアンケート」を実施し、実態把握及び協議をする。
 ・アンケートの結果を共有し、いじめ対策教育委員会で協議する。
 (2) 教育相談の充実
 ・定期的な教育相談の活用。(7月と2月の実施)
 ・学級PTA後の教育相談のによる実態把握に努める。

【いじめに対する措置】(ネット上のいじめを含む)
 (1) いじめを受けた児童の人権を大事にすることを基本にする。
 事実確認を早急に行う。その後いじめ対策委員会で対応策を練る。
 (2) 状況や対応について、教育委員会に報告する。(いじめ対策委員会)
 (3) 被害児童をはじめ、その保護者や加害児童・保護者等への対応を進める。
 (カウンセリング等の心のケアの推進)
 (4) 困難な事案に対しては、教育委員会の機関を活用し早期解決に努める。

○毎月の生徒指導連絡会での学級の様子や気になる児童の情報交換

○人権同和教育委員会における「P・D・C・A」サイクルの確認

○民生委員との情報交換会の実施

○小中連携を通じた、お互いの情報交換

○保・幼・小連絡会での情報交換

○各地域コミセンとの情報交換

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	読書指導
4	年間及び1学期の活動計画	いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	1年生を迎える会	各教科における指導計画の確認		
5		いじめアンケート			保護者向け啓発	教育相談月間	
6		いじめアンケート	校内人権週間				校内読書月間
7	夏休みの生活指導	いじめアンケート		全校レクリエーション			夏休み図書館開放
8	2学期の活動計画の検討	いじめアンケート			ネット関係調査		夏休み図書館開放
9		いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				
10		いじめアンケート			全体指導		
11		いじめアンケート					校内読書月間
12	冬休みの生活指導	いじめアンケート	校内人権週間、人権作文発表会	全校レクリエーション			
1	3学期の活動計画の検討	いじめアンケート			全体指導(スマホ関係)		校内読書月間
2	次年度の計画立案	いじめアンケート				教育相談月間	
3	春休みの生活指導	いじめアンケート		6年生を送る会			